

議案第36号

北九州市文化財保護審議会の会議要旨の掲載遅滞に関する請願について
令和6年11月14日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき提出された請願書について、この議案を提出する。

請願書

令和6年10月11日

北九州市教育委員会

代表者 田島裕美 様

連絡先（電話番号）

北九州市教育委員会規則第14条第1項の規定により、下記のとおり、請願します。

記

1. 請願事項

北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関である北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の庶務担当である都市ブランド創造局文化企画課（以下「文化企画課」という。）に対し、附属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項に違反して令和4年度、令和5年度の審議会の会議要旨のホームページへの掲載が著しく遅滞したことの原因の調査を報告すること、このような遅滞を防ぐ再発防止策を立案し報告すること、同項の規定の遵守をすることを要請すること。

2. 請願の趣旨

① 要綱第10条第1項は、次のように定めています。

（会議録等の情報提供）

第10条 附属機関の事務局は、附属機関のホームページを作成し、情報提供にあたっては、委員名簿及び会議録等を速やかに所管局等のホームページ等に掲載するものとする。（概ね2週間後を目途とする。）ただし、特別の事情により、情報提供を行うことができない場合は、その理由を明らかにしておくこととする。

② 令和4年度の第1回北九州市文化財保護審議会は、令和5年2月16日に開催されています。令和5年度の第1回北九州市文化財保護審議会は、令和5年10月17日に開催されています。



- ③ 上記の2つの会議の会議要旨が審議会のホームページに掲載されたのは、令和6年9月2日です。
- ④ 令和4年度の会議にあっては会議後1年6月後、令和5年度の会議にあっては会議後10月後に審議会のホームページに掲載されました。この事実は、明らかに要綱第10条第1項の括弧書きの定めに違反しています。
- ⑤ 教育委員会として、こうした違反に至った経緯の調査と再発防止策の提示を文化企画課に求める必要あると考えます。あわせて、要綱第10条第1項の規定の遵守を文化企画課に求めて欲しいと思います。